

第 73 期 決 算 公 告

2025年6月24日

横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号
株式会社バンテックセントラル
代表取締役 高田 裕孝

貸 借 対 照 表
(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	4,875,778	流 動 負 債	3,450,691
現 金 及 び 預 金	5,325	買 掛 金	1,099,130
売 掛 金	2,347,001	未 払 金	1,486,574
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	11,344	未 払 費 用	761,576
前 払 費 用	25,300	未 払 法 人 税 等	11,359
未 収 入 金	244,162	未 払 消 費 税 等	60,882
預 け 金	2,242,643	前 受 金	202
固 定 資 産	219,059	預 り 金	28,483
有 形 固 定 資 産	0	そ の 他 (流 動 負 債)	2,482
構 築 物	0	固 定 負 債	16,569
機 械 及 び 装 置	0	退 職 給 付 引 当 金	16,569
工 具 、 器 具 及 び 備 品	0	負 債 合 計	3,467,260
投 資 そ の 他 の 資 産	219,059	【純資産の部】	
出 資 金	60	株 主 資 本	1,627,577
繰 延 税 金 資 産	207,142	資 本 金	96,000
差 入 保 証 金	11,857	資 本 剰 余 金	1,101,333
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,101,333
		利 益 剰 余 金	430,244
		利 益 準 備 金	24,000
		別 途 積 立 金	75,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	331,244
資 産 合 計	5,094,837	純 資 産 合 計	1,627,577
		負 債 純 資 産 合 計	5,094,837

(注1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,834,416
売 上 原 価		23,396,605
売 上 総 利 益		1,437,810
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		941,122
営 業 利 益		496,688
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,403	
利 材 品 売 却 益	4,067	
受 取 保 険 金 ・ 助 成 金	4,986	
そ の 他	940	11,398
営 業 外 費 用		
雑 損 失	43,843	
そ の 他	358	44,202
経 常 利 益		463,884
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8	
リ ー ス 解 約 損	1,171	
そ の 他 の 特 別 損 失		1,179
税 引 前 当 期 純 利 益		462,704
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	147,194	
法 人 税 等 調 整 額	23,788	170,982
当 期 純 利 益		291,722

(注 1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注 2) 当社は親会社であるロジスティード株式会社及び株式会社バンテックと協同し、ロジスティード株式会社の再上場に向けてグループ一体となった企業価値向上施策を実施しており、当事業年度にてバンテックとの間において当社が運営する物流事業に係る各マネジメント業務についての業務委託を締結しております。その契約による影響で当期純利益、1株当たり当期純利益が前年と比べて減少しております。

個別注記表

2025/6/24

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 棚卸資産 最終仕入原価法
(なお、棚卸資産の合計額は総資産額の5%未満であります)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
- (2) 退職給付引当金
従業員について退職金の支給に備えるため「従業員退職手当規程」に基づき2005年9月末時点における自己都合期末要支給額を計上しております。なお2005年10月以降の退職給付は確定拠出年金制度に移行しております。

4. 収益認識の基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針 第30号 2018年3月30日」を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
ステップ3: 取引価格を算定する。
ステップ4: 取引価格を契約における個別の履行義務へ配分する。
ステップ5: 履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社は、顧客の要望に合わせて総合的な物流サービスを提供しており、顧客との契約に当たっては、契約が備えるべき特性の存在及び経済的実質が契約へ反映されている事を認識するとともに、当該契約の下で顧客へ移転することを約定した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別しています。取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。当社では取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約を有しておりますが、将来、配分の必要性のある契約が締結された場合には、各履行義務を構成する財又はサービスを独立販売価格の比率で配分し収益の認識を行います。収益の認識は、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となる財又はサービスの支配を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

当社は、主として輸送事業と3PL事業を行っております。輸送事業においては、顧客のニーズに合わせて、貸切輸送、組み合わせ輸送、中継輸送、ミル克蘭など、当社グループのネットワークを活かした最適輸送モードを提供しております。契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、支払条件は主として1年以内の一般的な条件であり、延払等の支払条件となっている取引で重要なものではありません。

3PL事業においては、国内における物流システムの構築、情報管理、在庫管理、受注管理、流通加工、物流センター運営、工場構内物流作業及び輸配送などの物流業務の包括的受託等を行っています。契約において、保管物等の引き渡し等により履行義務が一時点で充足されると定められている場合には、作業の完了及び保管物などの引き渡した時点で収益を認識しています。契約において、一定期間にわたるサービスの提供が定められている場合には、その経過期間を考慮して収益を認識しています。支払条件は主として1年以内の一般的な条件であり、延払等の支払条件となっている取引で重要なものではありません。

なお、会社計算規則第115条の2第1項に従い、「収益の分解状況」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」の記載は省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計 7,350千円であります。

(収益認識に関する注記)

当社は、主として輸送事業と3PL事業を行っております。輸送事業においては、顧客のニーズに合わせて、貸切輸送、組み合わせ輸送、中継輸送、ミルクランなど、当社グループのネットワークを活かした最適輸送モードを提供しております。契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、支払条件は主として1年以内の一般的な条件であり、延払等の支払条件となっている取引で重要なものではありません。

3PL事業においては、国内における物流システムの構築、情報管理、在庫管理、受注管理、流通加工、物流センター運営、工場構内物流作業及び輸配送などの物流業務の包括的受託等を行っています。契約において、保管物等の引渡し等により履行義務が一時点で充足されると定められている場合には、作業の完了及び保管物などの引き渡した時点で収益を認識しています。契約において、一定期間にわたるサービスの提供が定められている場合には、その経過期間を考慮して収益を認識しています。支払条件は主として1年以内の一般的な条件であり、延払等の支払条件となっている取引で重要なものではありません。

なお、会社計算規則第115条の2第1項に従い、「収益の分解状況」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」の記載は省略しています。